

# NEWS RELEASE

令和5年9月19日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行  
取締役頭取 黒本 淳之介

## 県内金融機関における相続届の共通化について

株式会社栃木銀行（頭取 黒本 淳之介）、株式会社足利銀行（頭取 清水 和幸）、株式会社常陽銀行（頭取 秋野 哲也）、足利小山信用金庫（理事長 富田 隆）、栃木信用金庫（理事長 伏木 昌人）、鹿沼相互信用金庫（理事長 橋本 公之）、佐野信用金庫（理事長 木村 浩）、大田原信用金庫（理事長 駒場 善一）、烏山信用金庫（理事長 東原 民範）、および、真岡信用組合（理事長 塚田 義孝）、那須信用組合（理事長 稲村 靖）は、このたび、預金等の相続手続きの際にお客さまからご提出いただく相続届を共通化することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 実施日

令和5年10月2日（月）

#### 2. 取り組みの背景・概要

これまで、預金等の相続手続きでは、金融機関ごとに相続届の書式や記入方法が異なっていたため、お客さまのご負担となっていました。こうした状況を踏まえ、お客さまのご負担を軽減し、利便性を向上させるため、各金融機関の相続届の書式や記入方法を共通化することといたしました。

#### 3. その他

- 相続届は共通となりますが、相続手続きはこれまで同様、各金融機関にて行います。  
また、被相続人のお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合もございます。
- お手続き中の現在の相続届については、共通化以降も引き続き受付いたします。

以上